



Kobe Shoin Women's University Repository

Title	『新爾雅』とその語彙について On the Dictionary "Shin Ji Ga 新爾雅(1903)"
Author(s)	沈 国威 (SHIN Kokui)
Citation	文林 (BUNRIN), No.27 : 53-85
Issue Date	1993
Resource Type	Bulletin Paper / 紀要論文
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

『新爾雅』とその語彙について

沈 国 威

要 旨

本稿は、中国人日本留学生によって編纂・出版された、中国最初の西洋の人文・自然科学の新概念、術語を解説する用語集『新爾雅』（一九〇三）、及びその語彙について考察するものである。本稿の考察を通じて、日本製訳語の中国への“逆”流入、そしてそれらが中国独自の訳語との競合等の、近代日中間の語彙交流におけるいくつかの興味深い事実を明らかにしたい。

一 『新爾雅』について

東京都立中央図書館の実藤文庫に、日本における中国人留学生によって編纂・出版された、中国最初の西洋の人文・

自然科学の新概念および、術語を解説する用語集、『新爾雅』という小冊子が所蔵されている。二三cm、一七六頁、活字印刷で、扉に

元和 汪榮宝、 仁和 葉瀾 編纂

新 爾 雅

上海明権社発行

奥付けに、

光緒二十九年六月 日印刷

光緒二十九年七月 日発行

とある。更に、発行者は国学社、発売所は上海明権社（上海四馬路惠福里）、印刷所は東京並木活版所（日本東京浅草黒舟町二八番地）、印刷人は、同前の酒井平次郎と示されている。奥付けなどから『新爾雅』は、他の留学生による訳書、雑誌等の出版物と同様、日本で印刷された後中国国内の書店を通じて発売された書物であることが分かる。

『新爾雅』が手本とした『爾雅』は、中国で最も古い辞書である。全書は二〇編（現存一九）で、釈詁、釈言、釈訓……釈親、釈宮、釈器というような題名で章分けされ、詩書・六芸に使用された語句の意味や古代の建築、器物の名称などについて説明されている。後世では儒教経典の一つへとその地位が高められている。『爾雅』に準えている『新爾雅』は、巻頭の目次によれば（目次には各章の詳しい内容が示されていないが筆者が整理したものを付録に付した）、

積政 積法 積計 積教育 積群 積名 積幾何
積天 積地 積格致 積化 積生理 積動物 積植物

と一四章より構成されており、体裁も『爾雅』と同じく、見出し語を設けず、記述的な形を取って、各学科の概要と基本的概念についてキーワード（一五〇〇余）を中心に簡略的に解説を施している。例えば、

規定国家生存必要之条件。以国家之強力而履行者。謂之**法**。規定国家與国民之關係者。謂之**公法**。

規定人民相互之關係者。謂之**私法**……

（**積法**）

のように、「某某者。謂之某某」（某某という者は、之を某某と謂う）という『爾雅』式の記述パターンが援用されている。なお「謂之」の直後の語は、傍点がついている（以下このような語を傍線語と言う）。多くの場合、傍点語は見出し語的なものと考えてよい。但し、単に強調したい語句や箇所につけたケースも往々ある（本書冒頭に二重丸のところもあるが、特別な意味が認められなかった）。また、傍点語の下に割り注がついたものもあるが、これは解釈を補足し、傍点語を更に分かりやすく説明するためのものである。『新爾雅』は、全書を通して一語につき一文で意味の解釈を行う場合がほとんどである。このような簡単な説明から該当語の定義、意味を正確に理解することは必ずしも出来ないが、学科ごとに幅広く新語・訳語を網羅するところに最初の用語集『新爾雅』の意義とその限度があると言えよう。

『新爾雅』は、以下で行われた語彙についての考察で分かるように、日本書の翻訳或いは翻案であったことは、ほぼ間違いない。しかしどのような本が訳出の底本であったか、を特定することは、現時点ではまだ出来ない。明治維

新後、日本では西洋文明を摂取するために、盛んな翻訳活動が展開されていた。三〇余年間の努力を経て、一九〇三年当時は、新漢語・漢訳語を代表とする近代語彙は、一応完成を見たと言えよう。啓蒙書、用語集、百科全書のようなものが、明治後期になってからもなお数多く出版され、広く使用されてはいたが、『新爾雅』のような体裁を採る幕末・明治初期のようなものは、既に姿を消していた。従って『新爾雅』は、ある特定の書物の忠実な翻訳というより、複数の書物、例えば中国人留学生用の教科書などを編纂の段階において参考にしたり再アレンジしたりしたものと考えるほうが事実に近いかも知れない。今後の調査を通じて、参照したであろう書物の特定に努めたい。

二 『新爾雅』出版の背景について

日清戦争（一八九四〜九五）の敗北をきっかけに、中国国内では、日本に対する関心が急速に高まった。一八九六年に一三名の中国人が最初の清国官費留学生として来日した。爾来、留学生の数は年々増え続け、一八九九年に二百人を超えて、一九〇二年に四、五百人にも上った。故国の政治改良運動の挫折（戊戌維新の失敗、一八九八）と激動した国際情勢に刺激され、民智の啓蒙、西洋新学の紹介によって、社会の進歩と変革を促すべく、一応の語学力を身につけた留学生たちは、一九〇〇年から盛んに翻訳や出版活動を繰り広げた。短い間に、政治、経済、哲学、法律等、人文科学の専門書を数多く日本語から訳出して本国に送りこんだ（日本語から重訳した西洋の名著も多数含む）。その際、訳語は新たに作るより、日本製のことを踏襲したケースが圧倒的に多い。中国の伝統的学問と大きな隔たりを

もつ西洋新学の難しさに加え、馴染まない訳語・術語も手伝って（言うまでもなく語学力の不足による誤訳、悪訳のせいもある）、訳書の多くは、非常に難解なものとなっていた。これらの新語、訳語を分かりやすく説明する用語集や新語辞書が強く求められた所以である。社会の要望に応えるべく出版された『新爾雅』は、この類のものの嚆矢であつた。^(注一)

三 『新爾雅』の編者について

『新爾雅』は、汪榮宝と葉瀾の共編だが、ある種の作業分担があつただろうと思われる。^(注二)以下、二人の編纂者の経歴と学問の系譜について簡単に述べることにした。来日前の学問の下地、特に語彙面における素養は用語・訳語の選定を大きく左右する要素だからである。

汪榮宝、字袞甫（一八七八—一九三三）。江蘇省元和の人（旧江蘇蘇州府治下、今は吳县）。一九〇一年に来日し東京法政速成学校を経て、早稲田大学、慶応義塾大学で政治、法律と歴史を勉強した。また中国人留学生による最初の政治雑誌『訳書彙編』の仕事にも加わつた。帰国後、京師法政学堂^(注三)の教員を経て、一九〇八年に前清民政部参議、一九一〇年に勅撰議員、一九一一年に協纂憲法大臣などを歴任し、中華民国成立後、参議院議員、衆議院議員、スイス公使を経て、一九二二年から一九三一まで長きに渡って在日本中国公使を勤めた（王曉秋一九八三参照）^(注四)。

対して、葉瀾に関する情報はずっと少ない。浙江省仁和の人で（今は杭県の一部）、同じく一九〇一年に来日し、日本滞在中、陳独秀らと革命団体「東京青年会」を組織して、後に拒露義勇軍、軍国民教育会の創設にも携わつたと

しか知られていない（劉世龍一九八三参照）。

二人とも、比較的早い時期に來日した留学生ということになるが、派遣のルートは定かではない。一九〇一年頃、日本滞在の中国人の留学生は三百人前後で、中央政府、或いは各地方の厳しい選抜試験をパスした「官費」留学生が中心であった（いわゆる「少数良質の時代」実藤惠秀一九七〇）。汪榮宝は、帰国後、京師法政学堂の教員になったことから、京師同文館東文館の学生の可能性が大きい^{（註五）}。一方、葉瀾は、浙江省選抜の留学生か揚子江地方にある新式学校からの派遣と推測される^{（註六）}。従って、個別的事情こそ違え、二人はいずれも來日する前に、西洋の学問について相当の知識を持っていたと断言できる。例えば、葉瀾は、早くも一八九一年（光緒一十七年辛卯）に、上海格致書院の西学「課芸」に参加し、優勝したことがある^{（註七）}。その年の課題は、次の通りである。

欽差大臣李鴻章春期特科題三：「周髀經與西法平弧三角相近說」、「西法測量繪圖即普裴秀製圖六体解」、「俄國西伯利亞重造鐵路道里經費時日論」。

葉瀾が優勝した時の肩書きは、杭州府学附生であった^{（註八）}。即ち伝統的学問による立身出世を目指し「府学」に入学した若き「秀才」が、西洋の新しい学問に心を引かれ、その勉学に励み、そして大きな成果をあげたのである。

一方、その年から中国を取り巻く国際環境が厳しさを増した。日清戦争で屈辱な敗北を喫した後、改良運動のうねりが高くなったが、古い政治を改良しようとした「戊戌維新」は「百日維新」とも言われるほど短命なものであった。祖国の危機を憂える知識人たちは、外部世界へ救国の知識を求めようと躍起になった。宣教師たちの旧著、旧訳を掘り出して叢書の形で再出版することが流行った。しかし熱烈に讀書子に迎えられ、彼らに計り知れない影響を与えた

のは敵復の訳書であった。汪榮宝と葉瀾の両氏より少し遅れて一九〇二年に来日した魯迅が、当時の国内の勉学ぶりを次のように述懐している。^(注九)

こうして新しい本を読む流行がおこり、中国には『天演論』という本のあることを知った。日曜日に城南へ行って買ってきた。白紙の厚い石印の一冊本で、値段は五百文也だ。開いてみると見事な文である。冒頭にいわく――

「赫胥黎独り一室の中に処り、英倫の南に在り、山を背にして野に面す、檻外の諸境、歴々として机下に在るが如し。されど二千年前を懸想するに、羅馬の大將憎撒の未だ到らざりし時に当たりて此間に何の景色か有りし？ 計うに唯だ天造草味のみならん……」

おお！世界には赫胥黎という人もいて、書齋でこんなことを、しかもこれほど新鮮に考えていたのか？ 一気に読み進むと、「物競」や「天択」があり、蘇格拉第も柏拉図もあり、斯多噶もあった。学堂内に新聞閲覧所が設けられ『時務報』はもちろん『訳学彙編』（訳書彙編の誤り——訳者）も備えられた。

……ひまさえあれば相変わらず……『天演論』を読んだ。『朝花夕拾・瑣記』（竹内好訳）

汪榮宝と葉瀾も例外なくこのような西学の洗礼を受けたに違いない。相当の予備知識があつてこそ、来日早々、翻訳活動を始められたわけである。例えば汪榮宝はいち早く『訳書彙編』（後に『法政学報』と改名）の翻訳、編集に加わって、次の訳文を掲載している。

『訳書彙編』第二年七期（一九〇二、九、二二）『論理学』（未完）高山林次郎（樗牛）著、汪榮宝訳

第二年九期（一九〇二、一一、一〇）『史学概論』 袁父（汪氏の号）

第二年十期	(一九〇二、一一、二七)	『史学概論統』	袞父
第二年十一期	(一九〇三、二、一六)	『欧州歴史之新人種』	汪榮宝
第二年十二期	(一九〇三、三、一三)	『抜都別伝』	汪榮宝
『政法学报』第一期	(一九〇三、四、二七)	『抜都別伝統』	汪榮宝

特に『論理学』は、日本語から訳出された最初の論理学の教科書であつて特別な意味があつた。^(注10) その訳語と『新爾雅』「名字」の語彙の関係については、四・六で述べることにする。また葉瀾も、来日前後の一九〇一年に新式小学校の教科書として『天地地理歌略』一卷を著した。^(注11)

以下の考察で分かるように、編者において中国独自のルートから学び得た西学の予備知識と蓄積された語彙は、『新爾雅』の語彙(用語・訳語の選定という意味において)に少なからず影響を及ぼしたのである。

四 『新爾雅』の語彙について

この節で、『新爾雅』の語彙について、近代における日中語彙交流の視点から考察を行うことにする。一つの新しい訳語の生成と受容については、通時的視点のみならず、当該分野の学問の導入事情や他の訳者の訳語との競合・影響の関係についての共時的考察も是非とも必要である。これが本稿の基本的立場である。紙幅の関係で本稿では『新爾雅』一四章中の前六章、「釈政」「釈法」「釈計」(経済学)「釈教育」「釈群」(社会学)「釈名」(論理学)の考察にとどめ、その他の章については、後稿に譲りたい。

四・一 「釈政」の語彙

「釈政」は、全二五頁で「総釈」という導入部に続き、「釈国家」「釈政体」「釈機関」と三章に分けられ、国家、政体、政府、議會をキーワードに、次の語が、要説明語彙として取り上げられている。

国家 国家起源説、単純国、複合国、独立国、保護国、君位合一国、双立君主国、連邦国、連合国（亦謂之合衆国）、族制国家、神政国家、服従国家、約束国家

政体 專制政体、立憲政体、民主立憲政体、君主立憲政体

政府 総理大臣、各省大臣、枢密顧問官、會計検査院長

議會 元首、元首之特權、元首之伝授法、選挙法、臣民、人民、国民、民之權利、民之義務、三權、三權並立、

立法權、司法權、行政權、中央行政、地方自治行政

本文では、上記の語についての解釈は非常に簡略的で、殆どの場合、一語につき一文で説明が終わっている。例えば、「議會」について「国主權之機関謂之議會」とだけである。本書で最も長い「釈政」の二十五頁を占めているのは、むしろ括弧でくくられた説明と割り注である。例の「議會」の解釈の後に、括弧の中で議會の組成、権限、選出法をはじめ各国の実情について三頁に及ぶ詳細な紹介がある。括弧の部分は、原書にある内容というより、編者自身の理解か、他のところから補っていたものと考えられる。編者は『爾雅』の体裁に拘りながら、より正確に新語の意味を説明しようとする表れであろう。同時に一つの新概念の導入に伴って、それにまつわる多くの関連事項が、当該語の意味の「真」の理解を妨げかねないことが分かる。また括弧の中の記述や割り注に使用されている上に、傍点も

付けられている語は、以下の百余語を数える。

定義、社会、社交一性、組織、大統領、代表、中央機関、権限、約従国家、契約国家、宣戦、媾和、憲法、民主、主権、国会、参議院、衆議院、独裁、共和、公民権、内閣、予算案、度量衡、衛生、決算、外務省、内務省、大蔵省、陸軍省、海軍省、司法省、文部省、農商務省、通信省、省令、訓令、請願書、法制局、警視總監、金額、専売、特許、分配、議會、上院、下院、単選法、複選法、選挙人、制限、恩赦、国籍、言論自由、出版自由、集会自由、移住自由、信仰自由、産業自由、家宅自由、身体自由、箇人、書信秘密権、起訴権、鳴願権、参政権、服官権、納稅義務、服兵義務、手続、議決、裁可、裁判所、社会、教育、宗教、警察、交通、出版、美術、財務、国債、予算案、固有財産、組合

「釈政」のもう一つの特徴は、語の解釈が文字列の個々の字の意味に即して行われたことである。例えば「元首之特権」という概念の説明に当たって、「元首所特有之権利」としている。言うまでもなく即字的な解釈が真の意味での解釈にならないが、本書では、議会の召集・解散、官吏の任免、宣戦・媾和、統帥、特赦など政治学上における「元首特権」の定義は、上記の「議會」と同じく括弧の中の説明に譲られている。このような即字的な解釈の可能性は、当訳語を構築する文字列の「透明度」に依存し、読者にある種の安心感を与える（沈国威一九九二a）。従って中国人にとって解釈不可能な文字列は、特別な配慮が必要となってくる。「手続」はその例である。「手続」について

割り注で「手續者経歴一定方法之謂如立法必先提案次議決次公布是（手續とは一定の方法を経ることを言う、例えば立法は必ず先ず提案、次に議決、次に公布のようである）」と補足している。他の語と違って、文字列から意味を読み取ることが出来ないからである。

四・二 「釈法」の語彙

「釈法」は、章分けがなく、八頁で法律全般について説明を施している。「謂之」の形で取り上げられた語数（傍点付きの語）は、一六〇余りで、以下の通りである。

法、公法、私法、成文法、*不文法、*通法、*特法、主法、助法、強行法、命令法、禁止法、*聽許法、固有法、*継受法、*子法、*母法、有権的解釈、無権的解釈（亦謂学理解釈）、文理解釈、*論理解釈、補正解釈、補充解釈、補縮解釈、權利、人身權、財産權、物權、債權、*知能權、*公權、*私權、國民權、箇人權、*原權（亦謂主質權）、*救済權（亦謂助質權）、義務、正義務、負義務、孤立義務、对立義務、第一義務、第二義務、憲法、國際法、國際公法、國際私法、平時國際公法、領域權、治外法權、交通權、条約、戰時國際公法、非交戰者、休戰、*降服、局外中立、民法、自然人、法人、*未成年者、*禁治産者、*準禁治産者、*法律上之物、*通融物、*不通融物、*主物、*従物、動産、不動産、代替物、非代替物、消費物、非消費物、可分物、不可分物、集合物、単一物、*元本、果実、天然果実、法定果実、法律行為、*雙面行為（亦謂契約）、*単面行為、生前行為、死後行為、有償行

為、無償行為、*要式行為、*不要式行為、代理人、法定代理、指名代理、匿名代理、有限權代理、無限權代理、條件、停止條件、解除條件、不能條件、不法條件、偶然條件、隨意條件、占有權、所有權、地上權、*永小作權、*地役權、*留置權、*先取特權、*質權、戸主權、*親權、*後見人、*相続、*家督相続、*財産相続、刑法、犯罪、*不行犯、*行犯、有意犯、無意犯、国事犯、常事犯、单行犯、慣行犯、通常犯、特別犯、現行犯、非現行犯、未遂犯、既遂犯、体刑、財産刑、名譽刑、商法、商人、商行為、商會社、*合名會社、合資會社、*株式會社、*株式合資會社、民事訴訟法、主義、双方審訊主義、自由判斷主義、不干涉審理主義、直接審理、口頭審理主義、刑事訴訟法、犯罪捜査、鑑定、保釈

「釈政」で見られる括弧つきの長い注釈が姿を消し、代わりに短い割り注が多用されている。以下は割り注の付いた語である。

「通法 如普通法是」、「特法 如陸軍刑法海軍刑法是」、「子法 本継受法而来」、「母法 本継受法而来」、「人身權不能由人意為之」、「財産權 能由人意為之」、「代替物 為貨幣等是」、「可分物 如銀錢食物土地等是」、「不可分物如牛一頭馬一匹是」、「集合物 如書店之書倉庫之貨物是」、「地役權 如借隣家之路作通路是」、「質權 為典質屋押款之類是」、「体刑 如絞殺之類是」、「財産刑 如没收財産是」、「名譽刑 如剝奪公權是」、「株式 即股分」

簡単な類例を挙げたりして意味の理解を助けようとしたのである。但し割り注に「絞殺」「公權」「貨幣」「食物」などの(当時の)中国語では使用されなかった語も含まれていることから、「株式」以外の()割り注は、原書の内容

とは何らかの関連があったものと思われる。このように「釈法」の語彙が全面的に日本語に準拠し、編者による選定作業が特に行われていなかったようである（「株式」のような中国語に既に用語が存在した場合でも日本語をそのまま借用した）。但しその後、在来の訳語との競合や術語整理によって、廢語が多く出た。上記のうち、*印の語が現在中国語では使用されていない。

四・三 「釈計」の語彙

「釈計」は、經濟、財政に関する基本的な概念を説明する部分である。全一三頁で、「總釈」「釈生財」「釈析分」「釈交易」「釈用財」「釈財政」と六篇に分けられて、以下の一五〇語余りが収録されている。

計学（經濟学、理財学）、財、有価物、有用、有限、私有、生財、易地生財、變形生財、待時生財、勞力、土地、資本、析分、租、庸、贏、交易、分功、価値、易中、貨幣、用財、有益之用、無益之用、欲望、無形之欲望、有形之欲望、自然之欲望、心分之欲望、奢侈之欲望、純正計学、応用計学、富国策（亦謂經濟政策）、财政学、自然、自然物、自然力、原始之自然力、誘導之自然力、発明、発見、採取、粗製、精製、運送業、商業、勤勞、生産勞力、不生産勞力、無形之資本、有形之資本、固定資本、流動資本、單純分功、複雜分功、分功制限、創業、大創業、小創業、個人創業、公司創業、無限公司、無限責任、合資公司、股分公司、股分合資公司、同盟同業、戸口蕃息例、報酬遞減例、析分論、偶然所得、強制庸錢、契約庸錢、名義庸錢、實際庸錢、実物付法、貨幣付法、時刻付法（俗謂之計工）、成

物付法（俗謂之包工）、余利分配法、資本使用料、防資本損失保險料、貸款勤勞報酬、直接交易（亦謂之物物交換）、間接交易（亦謂貨幣交換）、即時交易、異時交易、国内交易（亦謂内國貿易之）、国外交易（亦謂之外国貿易）、自由貿易主義、保護貿易主義、平準貿易、輸出超過、物価、需要、供給、正常価、懸遷易中、物值通量、価格蓄積、易挾、可析、金屬貨幣、値不驟變、実金、法金、本位法金、補助法金、単本位、複本位、自由鑄造、制限鑄造、實銭、名銭、良貨、惡貨、交換紙幣、不換紙幣、信用、對物信用、對人信用、保險、保險金、貸借帳、互相保險、當利保險、人類保險、生命保險、養老保險、物品保險、火災保險、運送保險、海上保險、陸上保險、彙票、期票、支条、普通銀行、特別銀行、不動産銀行、動産銀行、兌換銀行、換票所、公用、私用、公經濟（亦謂之財政）、歳出、經常費、臨時費、徵收費、政治費、歳入、經常歳入、臨時收入、公收入、私收入、租稅、國稅、地方稅、直接稅、間接稅、歳計予算、公債、無期公債、有期公債、内國債、外國債、地方債

「積計」の語彙的特徴は、題目からも分かるように中国独自の訳語の使用にあると言える。本章は「計学亦謂之經濟学。俗謂之理財学。（計学はまた經濟学と謂い、俗に理財学と謂う）」で始まったが、一九〇二年當時は *economy* の訳語として「富国学」「平準学」「資生」「理財」、そして「經濟」が共存していた。前者の三語は中国の訳語で、後者は和製の訳語である。「經濟」も中国の古典語だが、古典的素養の深い人は、「經濟」のこの反則的な用法を嫌う傾向にあった。例えば啓蒙運動のリーダー、梁啓超は、「經濟、日本名、今訳為資生（經濟は日本の名で、いま資生と訳す）」と提案した。『訳書彙編』は第二期（一九〇一、一）からドイツ經濟学者の著書を「理財学」と訳出し、第八

期(同十、二八)まで連載した。しかし、これに平行して日本人(法学博士≡天野為之述)の論文を「経済学研究之方法」という題名で掲載した(『訳書彙編』第七期、一九〇一、八)。題名の下に付けている「経済云者。理財或富国之義。因原文通用此名故仍之(経済とは理財或いは富国の意なり、原文にこの名を通用するによりて故にこれに従う)」という割り注から、どちらかと言えば仕方なく「経済」を用いたことが窺える。それ以後『訳書彙編』などの翻訳雑誌では「理財学」の用例が減り、「経済」という語を冠した題名やその他の経済関係の和製訳語が多くなった。

一方、嚴復は経済学に関する独自の訳語を多く考案した。最初の名訳『天演論』に続いて一八九七年から、嚴復は『原富』と題して *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations (A. Smith, 1776)* の翻訳にとりかかって、一九〇〇年に訳了した。一九〇一年に南洋公学訳書院から前二篇が活字本で出版され、本書全五篇は、一九〇二年に同訳書院によって公刊された。「訳事例言」(一九〇二年九月)では、嚴復は

「計学、西名葉科諾密、本希臘語……日本訳之以経済、中国訳之以理財。……則経済既嫌太廓、而理財又為過狹。自我作故、乃以計学当之(計学は、西洋の名は葉科諾密 [yekanomi] で、元はギリシャ語であり、……日本は経済を以てこれを訳し、中国は、理財を以てこれを訳している。……経済は既に広すぎる嫌いがあり、理財はまた狭すぎることになる。故に私は計学を以てこれに当てる)」

と訳語選定の理由を述べている。その他にも苦心慘憺の末、考案した訳語が数多くある。それまでに経済学に関する断片的な翻訳があったものの、經典的著述の中訳は、嚴復が初めてであった。前二篇が出版されて間もなく、梁啓超が『新民叢報』創刊号(一九〇二、二)に書評を書き、絶賛を送った。『新爾雅』の編纂者も『原富』の影響を強く

受け、日本にある翻訳雑誌などの動きに反して、「計学」をはじめ嚴復の訳語を多く採用した。右の語に、波線の語は『原富』にあった訳語である。しかし『新爾雅』は、『原富』全書の公刊を待つことが出来なかった。従って嚴氏の訳語に依拠できたのも前二篇のみで、その内容は、分業、貿易、物価、貨幣、賃金、利潤、地租などに限られている。他の用語、例えば予算関係等は日本語から借用せざるを得なかった。

ところで、汪榮宝らが積極的に取り入れた嚴氏の訳語の殆どは結局、現代中国語では廢語となった。次のように日本の訳語やその他の訳語によって取って代わられた。

計学	↓	経済学、	財	↓	資本、	生財	↓	生産、	易地生財	↓	異地生産、	變形生財	↓	變形生産、
析分	↓	分配、	租	↓	地租、	庸	↓	工資、	贏	↓	利潤、	交易	↓	貿易、
分功	↓	分工、	易中	↓	貨幣、	用財	↓	消費、	純正計学	↓	理論経済学、	応用計学	↓	応用経済学、
富国策	↓	經濟政策、	單純分功	↓	簡單分工、	複雜分功	↓	複雜分工、	分功制限	↓	分工限制、	析分論	↓	分配理論、
戸口蕃息例	↓	人口（増殖）学説、	報酬遞減例	↓	工資遞減学説、	名義庸錢	↓	名義工資、	實際庸錢	↓	實際工資、	可析	↓	可分、
強制庸錢	↓	法定工資、	契約庸錢	↓	合同工資、	名義庸錢	↓	名義工資、	實際庸錢	↓	實際工資、	可析	↓	可分、
平準貿易	↓	平衡貿易、	懋遷易中	↓	交換媒介、	易挾	↓	便於攜帶、	可析	↓	可分、			

経済学の訳語のみならず嚴復が考案した他の訳語も、現代中国語に生き残れたのは極僅かである。古雅で難し過ぎる為だとの指摘が早くからあった。例えば『原富』を絶賛した梁啓超も、前掲の書評で、

吾輩所犹有憾者、其文章太務淵雅、刻意模倣先秦文体、非多讀古書之人、一繙殆難索解。……此等学理邃蹟之書、

非以流暢銳達之筆行之、安能使學童受其益乎？（我輩がなお不満と感じるのは、その文章が努めて奥深さを追究し先秦の文体を苦心して模倣するところである。古典を多読する人でなければ、簡単に理解できない。このような奥深い理論的書物は、流暢で分かりやすい文章でなければ、どうして学童にその恩恵を受けさせることが出来るか）

と言っている。しかしこの指摘に対して、嚴復は、

不佞之所從事者、學理邃蹟之書也、非以餉學童而望其受益也、吾詎正以待中國多讀古書之人。（私が従事しているのは奥深い理論的書物で、学童の要望に答えて彼らに利益を受けさせることを望まない。私の訳書は、正に中国の古典を多読した人を待とうとしている。）

『新民叢報』第七期（一九〇二、五）

と反論する。ここでは嚴氏訳語の消滅の原因について深入りしないが、四・六では、汪榮宝がなぜ嚴復の訳語を選んだかということを通して、嚴訳のインテリ層に対する影響についても一度見ることにしたい。

しかし一方、日本製の訳語も、無条件に全部受け入れたわけではない。その後、訳語の整理や淘汰作用によって、下記のような廢語となったか、部分修正を施された。

運送業、勤勞、資本使用料、防資本損失保險料、貸款勤勞報酬、制限鑄造、良貨、惡貨、貸借帳、人類保險、運送保險、歲出、歲入、經常歲入、歲計予算

四・四 「釈教育」の語彙

「釈教育」章は、一二頁で、分章せず、次の通り教育関係の用語を一八〇余語取り上げている。

教育、教育学、教育可能性、教育目的、教育界限、教育客体、教育主体、教育方法、* 教権、教材、教化、教授、訓育、国家主義教育、社会主義教育、* 実科教育、実業教育、職業教育、審美教育、古典教育、普通教育、専門教育、特殊教育、補習教育、* 強迫教育、直感教授、德育、体育、智育、普通教育学、理論教育学、実地教育学、歴史教育学、学校生活、* 現示教式、示範教式、発展教式、問答教式、* 範語法、* 郷土科、神話、宗教、中心統合説（此説今已廢）、七自由芸術、意見、意志、意識、意識関係性、意識統一性、感情、感覚、感官、刺戟、現象、觀念、概念、主観、客観、精神作用（精神現象）、愛情、激情、* 反情、衝動弾力、压制、氣質、有機体、有機感覚、圧覚、* 妄覚、判断、* 分釈、印象、暗記、願望、想像、空想、識域、半意識、美感、心意三分法、期成原因、偶性、個性、人格、人格変換、権利、義務、系統、実践、実験、実質、形式、内容、同化、監護、証明、暗示、仮説、専用、熟練、主義、開発主義、教化価値主義、教授学的唯物主義、知識主義、自然主義、客観的自然主義、主観的自然主義、道德主義、道德的実有主義、間接的倫理的実有主義、人道主義、宗教的人道主義、実利主義、形式主義、禁欲主義、国家主義、世界主義、個人主義、公衆利用主義、利己主義、愛他主義、厭世主義、快樂主義、悲観主義、幸福主義、理論比論、唯物論、唯名論、唯理論、唯靈論（亦謂唯心論）、一三元論、二元論、一致二元論、* 定道論、* 非定道論、感覺論、認識論、懷疑論、実験論、宇宙論、進化論、勢力論、神經特殊勢力論、* 評判論、国家学、科学、自然科学、

記述的科学（亦謂理論科学）、規範的科学、經驗的科学、演繹的科学、精神科学、心的科学、普遍的科学、心理学、物質派心理学、靈魂派心理学、解說的心理学、經驗的心理学、思弁的心理学、実験心理学、比較心理学、聯想心理学、能力心理学、社会心理学、民族心理学、人種心理学、兒童心理学、生理的心理学、旧心理学、新心理学、*純正哲学、道德哲学、自然哲学、本体学、*論理学、生物学、人類学、生理学、審美学、学校衛生学、

右に示されているように収録語は、教育一般用語から、教育心理学、教授法、各教授科目の名称に至るまで広範囲に渡り、紙幅の割に語数が多い。また、その分だけ解釈も非常に簡略的になっている。本章の冒頭に「教育一語。在吾国古訓。教効也。育者養也。（教育一語は我國の古訓において教は効なり育は養うなり）」とある。新語・訳語の意味解釈に際して出来るだけ古典に解釈の典拠を求める傾向が、顕著に見られることについて、筆者はかつて詳論した（沈国威一九九二b）。日本語からそのまま借用してきた語が多いことは「釈教」章の語彙的特徴である。一九〇二年五月に教育関係の訳書がまだ非常に少なかった中で、上海で創刊された『教育世界』は、日本の学校制度、法律、規則、教育学、管理法、教授法を積極的に紹介し、教育理論一般の翻訳も多く掲載した。いずれも和製の訳語が中心であって、中国の訳語不足を補う役割を果たした。その結果として右の語の殆どは、（*印の語を除く、また微調整を経た語もある）中国語の語彙として定着し現在も使用し続けられている。

四・五 「釈群」の語彙

「釈群」章は、一一頁で「総釈」「釈静群学」「釈動群学」「釈群理」と四篇に分けられている。収録語は大凡二一〇語余、次の通りである。

群（亦謂之社会）、群学（亦謂之社会学）、对象、群学对象、群学問題（亦謂之社会学問題）、問題、群学研究法、合理法、經驗法、演繹法、帰納法、体、用、直覚法、推理法、設想、理論、理想、定性法（亦謂之記述法）、定量法（亦謂之統計法）、客観資料、主観之運用、主観の合理的事実、客観的經驗的事実、分析、総合、自我直覚、自覚、知識、範疇、知覚、觀察、実験、比較、歴史的觀察、唯物論群学、唯心論群学、二元論群学、合一論群学、記述群学、実理群学、共產主義（亦謂之社会主义）、静群学（亦謂之社会現象論）、原人、野蛮人、超絶起原、合理起原、人意起原、自然起原、一原説、多原説、人類發生条件（亦謂之自然群發生条件）、主成条件、助成条件、群棲、有性協同生活（亦謂之広義結婚）、母子共棲、親子共棲、家族、部族、人為群、族制群（亦謂之部落）、市府、国家、國際社会（亦謂之人群、天下）、夫婦關係、婚姻形式、性欲婚姻、掠奪婚姻、購買婚姻、服從婚姻、合意婚姻、内婚、外婚、雜婚、多夫、多婦、配偶、親子關係、無主、母主、父主、両主、家主、同胞關係、統治、統治者、人民、絶対統治、相對統治、普遍統治、教化時期、刑政時期、法治時期、族制国、神政国、服從国、約束国、統治機關、政治、立法、行政、政策、法制、成文法、不成文法、司法、三權鼎立、階級、貴族、奴隸、組合、外交（亦謂之國際）、条約、同盟、部分同盟（亦謂之相對同盟）、全体同盟（亦謂之絶対同盟）、攻守同盟、商業同盟、赤十字同盟、郵便電信同盟、動群

学（亦謂之社会運命論）、人群之理想、屬性、根本理想、依他主義、自在主義、大觀主義、功利主義、本心主義、実理主義、主我主義、利己主義、主他主義、社会主義、人生觀、樂天主義、厭世主義、進歩主義、階級主義、平等主義、秩序主義、個人主義、国家主義、急進主義（亦謂之破壞主義）、保守主義、干涉主義、放任主義、專制主義、自由主義、立憲主義、帝國主義、四海主義、人道主義、注入主義、開發主義、獨立主義、模倣主義、國粹主義、參贊主義、人群之進化、増進之進化、減退之進化、加速度、遺伝、制度、淘汰、人群要素、主要素、助要素、人群成立、人群成立之要性、向内要性、向外要性、統一、鞏固、自然淘汰、意識淘汰、雌雄淘汰、理想淘汰、人格、人道之發達、自由之開展、群理、群理論（亦謂之社会实在論、群行為（亦謂之社会行為）、群則（亦謂之社会之規定）、人口率、自然移動率、移住率、離婚率、成婚率、人群之動因、動機、目的、自我的動機、他人之動機、亦我亦他的動機、無我無他的動機、協同、積極接近、消極接近、化淳、淘汰、社交性、先天社交性、後天社交性、群性、国性（亦謂之國粹、国民性）、国民事項、國際事項、超国民事項、群化、自衛群化、攻外群化、積極群化、消極群化（亦謂之国性剝奪）

まず右の語は、「群」を含むことば以外、殆ど日本製の訳語であることに気づくであろう。また「群」を含む語について「亦謂之（またとも言う）」というように日本の訳語を付け足して補足する点も注目すべきである。社会学の用語を取り上げる「釈群」章は、全体的に日本の訳語に準拠している一方、極力「社会」という語を避ける傾向が看取できる。「群」は、また「人群」と言い、society の訳語として巖復が考案したものである。一八九八年に出版した『天演論』に「群」「人群」「群性」の用例がある。巖氏はまた一八九七年から社会学関係の著書 The Study of

Sociology (H. Spencer, 1873) の中訳に取りかかり、前二篇(全一六篇)を「勸学」という題名で先に『国聞報』社に付して掲載させた。訳文に「人群」「群」「群学」が使用されている(全書は『群学肆言』の書名で公刊されたのがそれよりだいぶ遅く、一九〇三年のことであった)。

それ以後、「群」とその一連の語は『時務報』『清議報』等の当時の新聞・雑誌の紙面を賑わした。しかし『訳書彙編』の創刊に伴い、留学生たちは日本語から社会学の著作を翻訳しはじめ日本の訳語を用いるようになった。例えば『訳書彙編』の創刊号にドイツ学者海留司烈の著書が「社会行政法論」という題目で掲載されている。その後「社会」という語が頻繁に登場するようになった。使用者によっては、注釈付きの場合もある。例えば、同誌上第二期の「近世政治史」(有賀長雄著)に「社会云者。蓋謂統籌全局。非一人一家計也(社会とは、全体を統括して言うものであり一個人一家族のことではない)」とあって、第八期の「各国公民公私権考」(井上毅著)に「社会、犹言人群(社会、人群とも言う)」とある。このように「社会」という語が少しずつ普及されていく。一九〇三年に刊行された嚴復の『群学肆言』(一九〇二年訳了)に、「社会」という語が見えないが、「訳余贅語」に「社会」が使用され、「群有数等、社会者、有法之群也(群には数種類があり、社会とは法を持つ群である)」と説明されている。一九〇四年に、嚴氏が『A History of Politics (E. Jenks, 1900)』を『社会通詮』の書名で訳出、出版するに至っては、「社会」が訳語として中国語に定着したと考えてよいであろう。ちなみに、章太炎が一九〇三年に岸本能武太の『社会学』を訳出したことを特筆すべきである。

しかし嚴復の訳書は、必ずしも社会学の一般理論を扱うものではなく、社会学に関する基本概念を表す訳語も非常

に少ない。蔽復の信奉者である汪榮宝が氏から受け継ぎ得た訳語は、結局「群」とその一連のものしかなく、その他は、和製の用語に頼らなければならなかったのである。

四・六 「釈名」の語彙

「釈名」章は五頁で、章分けせず、論理学の用語を次の七〇余語取り上げている。『新爾雅』では、紙幅と語彙数とも最も少ない章であった。

名学（亦謂之論理学）、内籀名学（亦謂之演繹論理学）、外籀名学（亦謂之帰納論理学）、推知（亦謂之推論）、概念、判定、推理、端（亦謂之名詞）、詞（亦謂之命題）、連珠（亦謂之三段論法）、自然法之一致、自同之原則、不相容之原則、拒中之原則、推理式之原則、公名（亦謂之普通名詞）、專名（亦謂之单独名詞）、總名（亦謂之合体名詞）、散名（亦謂之各個名詞）、察名（亦謂之具体名詞）、玄名（亦謂之抽象名詞）、正名（亦謂之積極名詞）、負名（亦謂之消極名詞）、獨立之名（亦謂之絶對名詞）、對待之名（亦謂之相對名詞）、内函、外郭、主詞、所謂詞、綴系詞、肯定綴系詞、否定綴系詞、全称命題、特称命題、单称命題、肯定命題、否定命題、充美、不充美、命題之眞、命題之質、命題之対当、亢極対当、偏曲対当、差較対当、矛盾対当、倒植、反疎、旋反、豊變法、附性法、直接推理、大前提、小前提、断案、大詞、小詞、介詞（亦謂之中詞）、三段論法、間接推理、不完全之方式、複雜之方式（亦謂之積疊式）、向進積疊式、向後積疊式、定言之三段論法、仮言之三段論法、前立、後立、斥言之三段論法、両刀論法、中国独自の

訳語の後に「亦謂之……」という形で日本の訳語をも付け加えて併記するところに「訳名」の特徴があると言えよう。これらの独特の訳語は、「訳計」と同じく嚴復の翻訳から取り入れてきたものである。論理学の著述の中訳に関して、嚴復が一九〇〇年から A System of Logic Ratiocinative and Inductive (J.S.Mill, 1843) を『穆勒名学』という書名で訳し始めた。Logic を「名学」と訳すのは、先秦諸子の「名家」に準えた命名である。嚴復によれば「不佞於庚子辛丑寅之間、曾訳穆勒名学半部。経金粟齋刻於金陵。(私は一九〇〇から一九〇二までの間に曾て穆勒名学を半分訳し、金粟齋を経て金陵にて刻した)」（『名学浅説』訳者自序一九〇九）とのことだが、実は最初に公刊されたのは、二章だけで、一九〇五年になって初めて全八章の刊本が出た。これが嚴氏が言う原著の「半部」であり、残りの半分は結局、訳さずじまいであった。一九〇九年に、嚴氏はまた、Logic the Primer (W.S.Jevons) を訳して『名学浅説』という書名で刊行した。これらの論理学の訳著に先だって、嚴復は既に『天演論』『原富』及びその他の論文において論理学の一部基本的概念、例えば「内籀」演繹」「外籀」帰納」等を紹介した。しかし、訳語の面で『新爾雅』の編者に強く影響を与えたのがやはり公刊された『穆勒名学』の前二章のようだ。これは両者の訳語における高い一致率からも窺える。しかし一方、「訳計」章と異なり、日本の訳語を付け加え併記することも注目に値するであろう。嚴復の『穆勒名学』と同時に汪采宝は日本語の論理学の著述をも熟読していたのである。

前述したように汪氏は、来日間もなく高山林次郎(樗牛)の『論理学』の前六章を訳し『訳書彙編』(第二年第七期一九〇二、八)に発表した。訳文は頗る正確で原書の用例を中国人に馴染みやすい用例に差し替えたりしての苦心訳であった。訳語は殆ど高山に準拠しているが、高山の訳語を避けて嚴復の訳語を使用した箇所もある。(注二)

例えば、原文に特に訳語を示さなかった copula に嚴氏の訳語「綴系詞」を用い、「賓辞＝predicate」を「所謂詞」に訳し変えた。これについて汪榮宝が次のように説明している：「按所謂詞日本原訳爲賓詞以其不適當、今依用嚴氏復所訳穆勒名学之訳語。（所謂詞は日本の原書では賓詞であったが、不適當である。今は嚴復氏が訳した穆勒名学の訳語に依る）」他に次の独自の訳語を使用した（括弧中は、高山の原語）。

内函（内包）、 外郭（外延）、 倒植（換位）、 反疏（換質）、 旋反（換質換位）、
充実（拡充）、 疊變法（戻換法）、 介詞（媒詞）、 後立（後件）、

「外郭」「倒植」「反疏」「旋反」「充実」「疊變法」「介詞」などは嚴復にも見えず、汪榮宝自身が考案した訳語のようである。にもかかわらず高山の訳語が中訳『論理学』のベースであることには変わらない。

しかし汪榮宝はなぜ時期を前後して（日本語から）訳した『論理学』と『新爾雅』とは全く正反対の態度を取ったのか。『論理学』では全面的に高山の訳語に準拠していたのに、『新爾雅』では可能な限り嚴復の訳語を用い、日本の訳語を従属的なものにしたのである。不可解である。『爾雅』を手本とする編集姿勢によるものか、中国国内の「多読古書」の読者層を想定した上での方針であろう。ここではその理由を詮索するより、筆者は以下のことと言っておきたい。まず嚴復は近代中国において直接に原典を学び得、西洋の自然科学、人文科学に精通する唯一と言ってよいほどの学者であった。彼の訳書は当時の中国にとって最も必要とされた学問で、沈滞している中国社会に大きな衝撃を与えた。戊戌維新のリーダー康有為、梁啓超を始め、後の大文豪、魯迅、郭沫若まで、一九世紀末二〇世紀初頭の中国で、西洋の学問を志す知識人が嚴復の影響を蒙っていなかった人はいない。嚴復の訳語が一時的にせよ広

く使用されたのは、氏は優れた翻訳者である以前に西学に精通する先駆的で、偉大な啓蒙者だからであろう。日本の福沢諭吉、箕作麟祥、加藤弘之、井上哲次郎等の啓蒙活動と訳語の造出の偉業とを考え合わせれば、翻訳語の造出における啓蒙家、思想家らの個人の歴史的役割を痛感する次第である。しかし嚴復がその限られた翻訳活動において考案した訳語は十分ではなく、学問分野も片寄っていた。^{註三〇}『新爾雅』の編者が不本意ながら日本の訳語を借用せざるを得なかったことは、以上の考察によって明かとなったことであろう。そしていま一つ、嚴復の訳語が、けっきょく現代中国語として生き残ることが出来なかったことである。氏の訳語に、確かに難解なものが多い(例えば食肉 butcher's meat を『説文解字』に基づき「膳膳」と訳す、『原富』)、しかし難解だけが嚴訳の消滅の原因ではなからう。economy の訳語として「平準学」(出典『史記』)や「計学」は必ずしも「経済」より難解ではないはずだ。また皮肉なことに現在、logos を「邏輯学」と訳されているが、これは嚴復の訳語である。訳語の意味の透明度から言えば「論理学」のほうがずっと高いであろう。学術用語の形成には言語以外の要素も何らかの形で作用するに違いない。確実に言えるのは、嚴復はあまりにも孤独だったことである。嚴復のような人物があと二三人いれば、中国の訳語事情が違った様相を呈したかも知れない。この意味において嚴復の訳語の消滅は、西洋文明の導入における中国人の挫折の象徴的出来事と言えよう。

五 おわりに

以上『新爾雅』の語彙について傍点語を中心に、そして特に嚴復の訳語との関係において考察してきた。一方、傍

点語だけではなく、説明の部分（即ち地の文）にも日本の新語・訳語（語源的に中国の古典語であっても当時の中国では社会一般に、或いは新しい意味にそれを使用しなかった語を含む）が多く用いられている。以下はその一部分である。

個人、宗教、身分、合意、約束、領土、団体、主体、付属品、本質、債権、債権者、社員、株主、口頭弁論、未決犯、専売権、版權、商標、要素、媒介、狹義論、現象、予算、計画、労働者、生産力、債務者、現金、証券、経済制度、会計年度、支付、貸付、社会、支配、技能、缺点、時間、学齡、模型、模範、要点、宗教、学科、文法、修辭学、弁証学、消極、積極、対象、經驗、個人、制裁、公共、調和、教科、常識、表象、動力、体質、要件、末梢神經、感觸、分析、見出、否定、反对、官能、公理、暗誦、物質、知覚力、記憶力、想像力、推理力、私有財産、分配、先天、客体、覚知、内容、原理、本体、性關係、広義、分子、単位、標的、優待特權、任務、同化、認識、個体、総体、主題

傍点語として、日本製の訳語を意識的に避けた語も地の文では（無意識的に？）多く使われていたことが分かる。同じく漢字を使用する日本書の中国語訳として、避け難い影響である。

『新爾雅』の出版は、早急に西洋の学問を導入するには、直接西洋からではなく日本を通じて行わざるを得ない段階に至ったことを物語っている（このような事態は五四運動以後に続いた）。巖氏は、訳語の選定に当たって、「一名之立、旬月踟躕（一つの訳語を決めるには十数日さまよう）」という名言を残している。『箕作麟祥君伝』（大槻文彦著）の訳語考案の苦心談が思い出される。しかし、日本に渡った留学生たちは、もはやそのような余裕がなかった

のである。『新爾雅』以降、中国では用語集、辞書の編纂がブームとなり、新語辞書、英漢辞書そして国語辞書が次々に出版されたが、どれにも日本の辞書の関与が大きかったことは筆者がかつて指摘したことがある（沈国威一九九二a）。辞書の場合はまとまった新語・訳語を一遍に導入できる利点があり、これが二〇世紀に入ってからの日中語彙交流の一大特徴をなしたのである。

注：

一 『新爾雅』が出版された後、次のものは日本の辞書類の翻訳として出版された：『漢訳新法律詞典』（一九〇五）『日本法規解字』（一九〇七）『漢訳法律経済辞典』（一九〇七）『漢訳日本法律経済辞典』（一九〇九）『普通百科新大詞典』（一九九一）（さねとうけいしゅう一九七〇を参照）。なお、中国最初の近代的国語辞書『辞源』の出版は一九一五年である。

二 汪栄宝は、法律等に精通し、葉瀾は地理などの分野が得意のようである。汪栄宝は帰国後、法律関係の著書を多く出版した。注一一参照。

三 京師法政学堂は一九〇六年に設置された法律、政治学の教育を行う官立の教育機関であった。教習（教授）に日本の学者が勤まり、副教習に曹汝霖、章宗祥、陸宗輿、汪栄宝など優秀な日本留学出身者が名を連ねた。

四 汪栄宝は、民国初年、司法総長章宗祥、駐日公使陸宗輿、外交部次長曹汝霖と共に日本留学生の中の「四傑」と新聞などにもてはやされていたほどのエリート官僚で、欽定憲法制定の仕事にも加わった。『盲人瞎馬之新名詞』を著して、日本からの留学帰国組による日本語の乱用を辛らつに批判した彭文祖は、汪栄宝の訳語を取り上げた際、改良運動のリーダー梁啓超に対して行ったような人身攻撃をしなかった。のみならず「汪栄宝係有名之漢学家、具経済才、尤有心得於運動学。為留学界之老前辈。吾等不勝佩服羨慕之至」とさえ書いている。

五 京師同文館（一八六二年設立）は、総理各国事務衙門（外務省に当たる）所轄の翻訳・通訳人材養成機関で、アメリカ人丁健良（W.A.P. Martin）が、総教習になった一八八八年後、不完全な形ではあるが、外国語や近代の自然科学、国際法、世界情勢についての講義も行われた。また一八九六年に日本語を教授する東文館も開設された。

六 日清戦争後、新式学堂の創設がブームになり、有名な洋務官僚や教会などによって数多く設立され、優秀な卒業生が多く外国留学に派遣された。例えば魯迅は一九〇二年来日するまで紹郡中西学堂、南京江南水師学堂、鮑物鐵路学堂などで勉強していた。

七 格致書院は、一八七六年六月二日に上海で開校された西洋の自然科学の知識を伝授する私立教育機関である。元イギリス宣教師傅蘭雅 (John Fryer) や王韜らが運営に携わった。傅蘭雅は毎週、土曜日の晩に中国の知識人らを相手に数学、物理、化学などを教えていた。その中に葉瀾兄弟が含まれたようである。また一八八六年から一八九三年まで年に数回、政府高官や有名人名による出題で作文コンテスト (命題課士) が行われていた。葉瀾が五回、葉瀾が一回優勝した。

八 府州県学に入り、まだ歳科考を受けていない生員 (最初の試験に合格し府、州、県の学校で学習できる書生)、或いは初めて入学した者。

九 魯迅は一八九八年に南京江南水師学堂に入学、翌年鮑物鐵路学堂に転出した。ここの回想はその前後のことである。

一〇 その後の『訳書彙編』巻末広告に訳了近刊書として『論理学』が記されているが、結局未刊のままのようであった。『増版東西学書録』『近百年來中訳西書目録』に未見。

一一 『天文地理歌略』一卷、四字一句、天文に関するものは、二九〇句、地理及び地方誌に関するものは、一〇一八句。また惑星図表、世界地図を付した。小学校では、一時教材として多く採用された。体裁は寧ろ旧私塾用である。(『中国近代出版史料初編』を参照)

一二 高山は『論理学』序文で「訳語は先輩用ふる所に就き、妥当にして最も解し易きものを選択せむことを期せり。殊に井上哲次郎、大西祝両氏の用語に拠るもの多し。……強て私見を樹て、世を惑はすの要無きを信ずればなり」と述べている。本書の用語は、当時日本の一般的用語と分かる。

一三 敵復の訳書は主に次の八種類である：『天演論』(一八九八)『原富』(一九〇一)『群学肄言』(一九〇三)『群己權界論』(一九〇三)『社会通詮』(一九〇四)『法意』(一九〇四)『穆勒名学』(一九〇五)『名学浅説』(一九〇九)。

参考文献：

『敵復研究資料』 海峽文芸出版社一九九〇

『天演論』など敵訳名著叢刊八種商務印書館一九八一年版

『敵復伝』 王栻一九七六、上海人民出版社

付録：『新爾雅』目次

積政	一	積憲法	二九
総釈	一	積国際法	二九
第一篇 積国家	一	積民法	三三
国家之定義	二	積刑法	三三
積国家	四	積商法	三四
积国家之起源	五	积民事訴訟法	三四
积国家之種類	七	积刑事訴訟法	三五
积国家之變遷	八	積計	三七
第二篇 积政体	八	第一篇 総釈	三七
第三篇 积機関	二二	第二篇 积生則	三九
積法	二七	积生則三要素	四〇
積通説	二九	積分功	四〇

『増補 中国人 日本留学史』 さねとうけいしゅう一九七〇、くろしお出版
 『中国の近代教育と日本』 阿部 洋一九九〇、福村出版
 『中国近代出版史料』 張静廬一九五三、上巻出版社
 『上海格致書院志略』 王爾敏一九八〇、中文大学出版社
 『清末上海格致書院與早期改良思想』 劉世龍一九八三、華東師範大学学報一九八三年四期
 『清末政壇變化的写照——宣統年間『汪榮宝日記』剖析』 王曉秋一九八九、『歴史研究』一九八九年二期
 『近代における日中語彙交渉についての研究』 沈国威一九九二a
 『近代語彙体系における訳語の造出と借用』 沈国威一九九二b、『国語語彙史の研究12』和泉書院

『新爾雅』とその語彙について

第三篇	積創業	四一	第四篇	積群理	七一
	積戸口蓄息例及報酬遞減例	四二		積人群要素	七二
	積析分	四二		積人群之成立	七三
	積租	四三			
	積備	四三		積名	七五
		四三		總積	七五
		四三		積名詞	七六
第四篇	積交易	四四		積命題	七六
	積物価	四五		積直接推理	七八
	積貨幣	四六		積間接推理	七八
	積信用	四七		積幾何	七九
	積用財	四七		總積	八一
第五篇	積保險	四八		積直線	八一
	積財政	四八		積圓	八二
第六篇	積教育	四八		總積比例及比例諸線	八三
		五一		積面及体	八八
積群		六三		積天	八九
第一篇	總積	六三		總積	九一
	積靜群学	六五		積恒星	九二
第二篇	積群之發生	六六		總積行星	九三
	積家族	六七		積地球以外之行星	九四
	積国家	六八		積地球	九五
	積動群学	六八		總積月	九五
第三篇	積人群之思想	七〇		積地球以外諸行星之月	九七
	積人群之進化	七一			

『新網雅』とその語彙について

積血管系統	一四八
積神經系統	一五一
積動物	一五三
總積	一五三
積原生動物	一五四
積海綿動物	一五五
積腔腸動物	一五五
積蠕形動物	一五六
積節足動物	一五九
積軟体動物	一六〇
積棘皮動物	一六一
積脊髓動物	一六四
積植物	一六五
總積	一六五
總積植物体形学	一七六
總積植物生理学	一七六